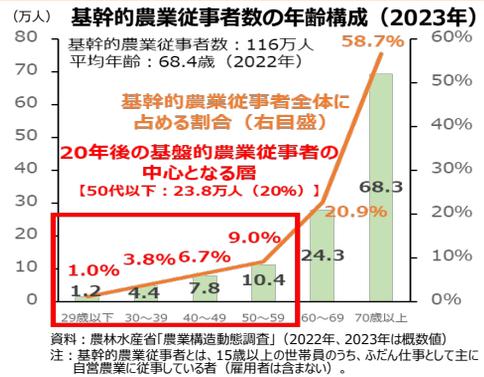


### 背景

- 今後20年間で、基幹的農業従事者は現在の約 1 / 4 (116 万人→30万人) にまで減少することが見込まれ、**従来の生産方式を前提とした農業生産では、農業の持続的な発展や食料の安定供給を確保できない。**
- 農業者の減少下において生産水準が維持できる**生産性の高い食料供給体制を確立**するためには、農作業の効率化等に資する**スマート農業技術の活用と併せて生産方式の転換を進めるとともに、スマート農業技術等の開発・普及を図ることで、スマート農業技術の活用を促進する**必要。



### 法律案の概要

#### 1. 基本方針の策定等

- スマート農業技術の活用に関する**基本理念**※<sup>1</sup>や**国の責務**等を定める。(第3条から第5条まで関係)
- **農林水産大臣**は、生産方式革新事業活動※<sup>2</sup>及び開発供給事業※<sup>3</sup>の促進に関する**基本的な方針**を定める。(第6条関係)
  - ※1 国が生産方式革新事業活動の必要性・有効性に関する知識の普及・啓発を図るとともに、農業者等が生産方式革新事業活動に主体的・積極的に取り組む重要性、農研機構等の多様な関係者による産学官連携の重要性等を規定
  - ※2 ①スマート農業技術を活用して行う農産物の生産又は農業の経営管理及び②その農作業の効率化等の効果を十分に発揮させるために併せて行う栽培方法の転換等の新たな生産方式の導入
  - ※3 スマート農業技術その他の生産方式革新事業活動に資する先端的な技術の開発及び当該技術を活用した農業機械等やスマート農業技術活用サービスの供給

#### 2. 計画認定制度の創設

##### (1) 生産方式革新事業活動の取組の促進

- 生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等は、生産方式革新実施計画※を作成し、**農林水産大臣の認定**を受けることができる。(第7条関係)
  - ※計画には、本法案において新たに位置付けた**スマート農業技術活用サービス**(専門作業受注型、機械設備供給型、人材供給型、データ分析型)の**提供**や**農産物・食品の流通・販売等の方式の転換**に係る取組を含めることができる。

##### <支援措置>

- ・ 行政手続のワンストップ化
  - 〔 農作物栽培高度化施設に関する届出(農地法の特例)(第9条関係) 〕
  - 〔 農業用ドローン等の飛行許可・承認(航空法の特例)(第10条関係) 〕
- ・ 指定野菜の契約取引に係る不作時の数量確保費用に対する支援(野菜生産出荷安定法の特例)(第11条関係)
- ・ 日本公庫の長期低利融資(株式会社日本政策金融公庫法の特例)(第12条関係)



##### (2) 開発供給事業の取組の促進

- スマート農業技術その他の生産方式革新事業活動に資する先端的な技術の開発供給事業を行おうとする者は、開発供給実施計画を作成し、**農林水産大臣の認定**を受けることができる。(第13条関係)

##### <支援措置>

- ・ 行政手続のワンストップ化(航空法の特例)(第15条関係)
- ・ 新品種の出願料・登録料の減免(種苗法の特例)(第16条関係)
- ・ 農研機構の研究開発設備等の供用、専門家派遣等の協力(第17条関係)
- ・ 日本公庫の長期低利融資(株式会社日本政策金融公庫法の特例)(第18条関係)
- ・ 中小機構の債務保証(農業競争力強化支援法の特例)(第19条関係)

✓ このほか、**認定を受けた計画に対する税制特例を措置**  
((1) 設備投資に係る特別償却(法人税・所得税)、(2) 会社設立等の登記に係る登録免許税の軽減)

#### 3. その他

- 生産方式革新事業活動・開発供給事業の取組に関する**情報の収集・整理・提供**、スマート農業技術を活用するための**農業生産基盤**や**高度情報通信ネットワークの整備**、**人材の育成・確保**等の措置、上記の**計画実施**に関する**指導・助言等の援助**に関する国・地方公共団体の措置を規定する。(第20条関係)
- 国立研究開発法人**農業・食品産業技術総合研究機構法**について所要の改正等を行う。(附則第5条関係)
  - ※この他、同法の区分経理に係る規定の修正を行う。

#### 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日(附則第1条関係)